

第3回宮城地方最低賃金審議会議事録

令和4年8月23日(火)午前10時
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

熊谷委員、桑原委員、内藤委員、一言委員、

労働者代表

阿部(祥大)委員、釜石委員、佐野委員、照井委員、新関委員

使用者代表

阿部(昌展)委員、稲妻委員、佐藤委員、成田委員

補佐 ただ今から、第3回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。
事前に柳井委員・大内委員より欠席の旨、報告を受けております。
はじめに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

公益代表委員 4名

労働者代表委員 5名

使用者代表委員 4名

以上 13名 出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立していることを報告いたします。

それでは、議事に入りますが、議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
す。

本日の審議会は、公開といたします。

それでは、議題(1)「宮城県最低賃金専門部会報告について」
ですが、初めに事務局から、報告書及び答申の読上げをお願いしま
す。

指導官 資料1(専門部会報告書)及び資料2(答申)を読み上げ。

会長 ありがとうございました。
報告書が取りまとめられました経過等につきまして、部会長で

ありました私から説明します。

7月28日から8月5日までの間、4回の専門部会を開催し、審議したところです。

第1回目より本年度の最低賃金の引き上げ額についての審議を開始いたし、公益委員は、第4回の専門部会まで双方との個別審議を繰り返しましたが、金額の開きがあり、これ以上の進展は難しいものと考え、8月5日の第4回専門部会において、公益委員見解をお示したところです。

公益委員の見解としては、

1. 審議会においては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識の下、春季妥結状況の引上げ状況、労働者の生計費、通常の事業の賃金支払能力（飛躍的引上げは難しい）等に加えて、今後の消費者物価の上昇等を総合的に勘案する必要があること。
2. また、県最賃の全国的なバランス、地域間格差の解消、最賃引上げによる可処分所得の継続拡大、特に最低賃金の引上げを最も影響を受ける非正規雇用労働者等の処遇改善を重視することが必要であること。
3. さらに、政府方針において、より早期に全国加重平均1,000円を目指すことを掲げており、最低賃金引上げを図っていく支援策として、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援の拡充が予定されていること。

これらを総合的に勘案したものです。

同日、全体審議において、この公益委員見解のとおりで、労使合意となり、同見解に基づき、専門部会報告を取りまとめました。

なお、発行日は令和4年10月1日の法定発効としました。

また、労使委員から

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、生産性の向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善及び下請取引の適正化等に引き続き取り組むこと。
- 2 今後においても、新型コロナウイルス感染症の再拡大や国際情勢の影響による原材料の価格高騰が懸念されるところであり、事業継続と雇用維持に向け、効果的で即効性のある業務改善助成金等の支援策を維持・拡充・追加すること。また、支援策等が迅速かつ広く行き渡るよう、事業者への支援、広報に一層努めること。

との政府に対する要望があり、その旨を付した報告書としております。

専門部会での審議経過は以上のとおりです。

報告書の内容やこれらの経過について、何か御質問、御意見はございませんか。

委員（質問等なし）

会長 それでは、
議題（２）「宮城地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申し出について」
ですが、答申から効力発効までの流れと今回の答申に対する異議の申出状況について、事務局から説明願います。

賃金室長 最低賃金法第 11 条第 1 項では、都道府県労働局長は最低賃金審議会からの答申について、その要旨を公示しなければならない旨規定されていますので、8月5日に公示しております。

また、同条第 2 項には、

「最低賃金審議会の意見に係る関係労使は公示があった日から 15 日以内に、都道府県労働局長に異議を申し出ることができる。」

と規定されていますので、関係労使からの異議の申出の締切日を昨日の 8 月 22 日（月）としました。

この期間中に異議があった場合、同条第 3 項では、

「都道府県労働局長は、最低賃金審議会の意見を求めなければならない。」

と規定されており、8月10日付けで宮城県労働組合総連合様から、同8月17日付けで宮城全労協様から、また、8月22日付けで一般社団法人宮城県タクシー協会様から宮城県労働局長あてに異議申出書が提出されましたので、その取扱いを決める本審を本日開催させていただきます。

以上でございます。

会 長 それでは、諮問を受けることとします。

労働局長 異議申出について、諮問いたします。
よろしく願いいたします。
(局長から会長に諮問文を手交)

事務局 (諮問文の写しを各委員・傍聴人に配付)

会 長 ただ今、局長から諮問を受けました。
事務局で諮問文を読み上げた後、異議申出内容について説明をお願いします。

指導官 読み上げます。

宮労発基 0823 第 1 号
令和 4 年 8 月 23 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮城労働局長
小林 健

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、宮城県労働組合総連合から令和4年8月10日付けをもって、また、宮城全労協から令和4年8月17日付けをもって、さらに一般社団法人宮城県タクシー協会から令和4年8月22日付けをもって、最低賃金法第12条による異議の申出がそれぞれありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上です。

賃金室長 それでは、改めて説明します。

最低賃金法第 11 条第 2 項に、「最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又は使用者は、異議申出の公示があった日から 15 日以内に、都道府県労働局長に異議を申し出ることができる。」と規定されています。

この異議申出制度の趣旨は、「関係者に対し、審議会の意見に対し反対意見を述べる機会を与えるものである。」としております。

資料番号 3-1、3-2、3-3 が 8 月 22 日までに提出された異議申出書の写しとなります。

提出いただいた申出書から、要点のみ説明いたします。

資料番号 3-1、宮城県労働組合総連合様の異議申出書から説明します。

中央最低賃金審議会が示した目安「30 円」どおり決定したことに異議を申し述べるものです。

理由として、

地域間格差が解消されていない。

全国平均は 961 円となったものの、宮城県の最低賃金は全国平均を大幅に下回っており、その差は、78 で格差が昨年より拡大したこと。

生計費を確保し、安心してくらせる最低賃金の水準が必要。

全労連東北地方協議会が行った最低生計費試算調査では、25 歳の単身者で 1 か月あたり 22 万円～24 万円の収入が必要。883 円に改正された場合でも、月額 15 万 5408 円にしかならず、生活費を満たすには程遠い額。30 円の引き上げでは不十分であり、再考を求める。

賃金の十分な底上げ、非正規労働者等の賃金・処遇改善が、まだまだ不十分。

昨今の急激な消費者物価上昇による可処分所得減少による国内総生産の減少が危惧される。またコロナ禍による影響も昨年に増して厳しく、最低賃金近傍で働く医療・福祉等に従事するエッセンシャルワーカーの待遇改善にもつながらない。政府による、中小企業への支援も行いながら、エッセンシャルワーカー、ギグワーカーを含む非正規労働者等の働き方や暮らしの改善に資する最低

賃金額を設定しなければならない。
としています。

次に、資料番号 3-2、宮城全労協様の異議申出書を説明します。

「物価上昇に追い付かず、生活水準の『底上げ』にはなり
ません『全国どこでも、誰でも最賃 1500 円』の実現へ」
とのタイトルとなっており、

地域格差を前提とした目安どおりの答申であり、春闘期からの要求
である時給 1500 円・全国一律最低賃金の要請や、傘下労働組合に
よる物価高騰に関する意見陳述からもかけ離れているとして異議を
申し出るものです。

理由として、

物価上昇に追いつかず、生活水準の「底上げ」にならない。

6 月の消費者物価指数は 2.2%の上昇であり、そのうち食料・光
熱費等の上昇率は 4.4%であった。一方、実質賃金は同じ 6 月で
0.4%の減少となっており、今後の先行きも懸念されるなか、最賃
の大幅な引き上げが必要。

中小零細企業の支援は政府と大企業の責任

日本商工会議所会頭も、中小企業の「自発的な賃上げに向けた環
境整備」を政府に求めているが、政府の対応とともに、特に、大
企業と中小零細企業の「いびつな商取引」が賃金引上げを抑制し
ていないか、点検と見直しが必要。

<二重格差>の解消、「どこでも、だれでも 1500 円」の実現へ

現在のランク分けの見直しを求める地元紙の社説がある。宮城は
首都圏との関係だけでなく、東北各県との関係という、いわば二
重の格差解消への対応が求められている。

としています。

次に、資料番号 3-3、一般社団法人宮城県タクシー協会様からの
異議申出書を説明します。

「コロナ禍に加えて燃料費が高騰する中、今回の答申はタクシー事
業における賃金支払能力を全く無視したものであり、到底受け入れ難
く、誠に遺憾と言わざるを得ない。」とし、「今回の引上げは、過去最
大の引上げとなっており、タクシー業界に与える影響は計り知れない
ものであることから、引上げを行わないよう強く求める。」との内容
です。

理由として、

事業の継続が難しい経営下にあっては最低賃金の引き上げを機に事業を廃止するタクシー事業者の増加が懸念され、廃業と同時に運転者を解雇せざるを得ないため、運転者の雇用を守るためにも最低賃金を引き上げる時期ではない。

最低賃金法第9条に規定する地域別最低賃金の原則「通常の事業の賃金支払い能力」を超えていることは明らかであり、中小企業を廃業に追いやる最低賃金の引き上げにかかる政府の方針に強い憤りを禁じ得ない。

としています。

以上、労働局長諮問による、異議申し出3件について説明いたしました。ご審議、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、令和4年8月5日付け宮城地方最低賃金審議会公示「宮城労働局一般公示第3号」に基づき、宮城県最低賃金の改正決定に係る異議申出について、審議したいと思います。

事務局から説明がありました異議の理由等を踏まえ、異議申出の取扱について、御発言をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、始めに労働者側委員からお願いします。

阿部（祥大）委員

それでは、私、阿部のほうから発言をさせていただきます。

今回、宮城県労働組合総連合さん、宮城全労協さん、一般社団法人宮城県タクシー協会さんのほうから、異議申出ということで事務局のほうから説明をいただきました。

今回、令和4年度の宮城地方最低賃金につきましては、会長からの御挨拶にもありましたとおり、計4回に渡り専門部会を開催し、目安の答申や宮城県の情勢などを踏まえて、公労使十分な論議を尽くした上で、全会一致という形で30円の引上げという結果となりましたので、これまでの本審、専門部会の審議経過を尊重しまして、この3つの異議申出書については、棄却すべきというふうに考えてございます。

労働者側委員からは以上でございます

会 長 次に、使用者側委員からお願いいたします。

成田委員

使用者側委員の成田でございます。使用者側委員の意見を述べさせていただきます。

労側の意見とだいたい同じような話にはなりませんけれども、ただいまの、宮城県労働組合総連合様ほかから異議申出されている件につきましては、いずれも審議会で議論をさせていただいております。

今回、本審及び 4 回に渡る専門部会が開かれましたが、その結論については、労働者側、使用者側とも様々な主張をさせていただき、公労使で議論を重ねた上でのものでありまして、審議会の決定は尊重すべきというふうに考えております。そのため答申どおりとするのが適当であると考えます。

以上でございます。

会長 　ただ今、労使双方の委員から御意見がありました。

次に公益側委員からの意見を（専門部会部会長でもあった）私から述べることにします。

本年 8 月 5 日に出された答申は、専門部会において 4 回にわたって審議が行われました。

専門部会では、公益委員として全会一致を目指し、全体審議や労・使双方との個別協議を繰り返し、全会一致で 30 円の引き上げ、時間額 883 円として答申が行われたところです。

申出の趣旨は承知しましたが、こうした慎重かつ適正な審議経過からして、この答申を変更する必要はないものと考えます。

会長 　さて、それぞれからの意見を述べたところですが、そのほかご意見のある方はございませんか。

（特になし）

会長 　皆様のご意見をまとめますと、先の答申は慎重に審議を重ねた上での結論であり、「本審議会の答申どおり」とすべきとのご意見と思われまます。つきましては、本件 3 件の異議申し出は「棄却」としてよろしいでしょうか。

委員 　（異議なし）

会 長 それでは、全会一致ですべて棄却されました。

従いまして、8月5日付け答申を尊重した改正が行われることとなります。

「令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。」旨の答申を行うこととしたいと思います。

答申文については、私に御一任いただくこととして、事務局に作業をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

会 長 ここで、答申文(案)の準備のため、5分程度休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備願います。

(休会5分)

会 長 それでは再開します。

事務局で、答申文(案)を各委員にお配りし読み上げてください。

事 務 局 (答申文(案)を各委員・傍聴人に配付する。)

指 導 官 読み上げます。

令和4年8月23日

宮城労働局長
小林 健 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和4年8月23日付けで貴職から、令和4年8月5日付宮城県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する宮城県労働組合総連合及び宮城全労連並びに一般社団法人宮城県タクシー協会からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内

容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

会 長 答申文は、これでよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは、これにて局長に答申いたします。

(会長から局長に答申文を手交)

局 長 熊谷会長を始め、各委員の皆様には、慎重なる御審議をいただき、感謝申し上げます。また、専門部会委員の皆様には、コロナ感染症の影響が未だ大きく困難な状況のなか、集中して御審議を重ねていただきましたこと、誠にありがとうございました。

今年は、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額の30円との目安額が示され、労使委員に専門部会で審議いただき、去る8月5日、全会一致で採決され、同日答申を受けたところです。また、本日、「宮城県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」ご審議いただき、「令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申を受けたところです。事務局といたしましては、早速、10月1日発効に向けた事務手続きを進めてまいります。

最低賃金改正の周知と、その履行確保につきましては、最低賃金制度が実効あるものとなるよう、宮城労働局として、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。また、最低賃金の引き上げにより影響を受けやすい中小企業・小規模事業者に対する支援につきましては、業務改善助成金等の活用促進・周知啓発に努めるなど、支援を一層促進してまいります。

今後とも、委員の皆様方には、労働行政への御理解と御協力をお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

会 長 それでは、

議題(3)「宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。

去る7月28日の第2回本審において、宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての諮問を受け、その審議については、従来どおり本審において一括審議すると、決定していたところです。

始めに、事務局から資料等について説明願います。

賃金室長 それでは、説明させていただきます。

資料4が関係する資料となります。

資料4の「宮城県特定最低賃金必要性審議」の資料を、説明します。

この資料は、目次のとおり、ローマ数字の「最低賃金関係」、「賃金関係」、「賃金実態調査結果」、「事業の動向」、「労働関係」、「宮城県の経済情勢」と例年のスタイルのものを更新したものです。

ローマ数字 をご覧ください。「最低賃金関係」の資料になります。

P1は、宮城県の最低賃金決定状況について、平成24年から令和3年までの10年間分の経過をグラフで示したものです。宮城県最賃と宮城県の特定最賃が折れ線グラフで示され、県最賃の引き上げにならって特定最賃も上昇していることがわかります。

P2は、3つの特定最賃の引上額と県最賃の引上額の比較になります。

P3は、東北6県の中で、鉄鋼業最低賃金を設定している、宮城県、青森県、岩手県の3県の鉄鋼業最低賃金決定状況について示しています。

P4は、引き上額の各県の比較になります。

P5は、東北6県の電機等製造業の最低賃金の決定状況になります。宮城県は、黒い丸の折れ線であり、東北で一番高い金額となっています。

P6は、引き上額の各県の比較になります。

P7とP8は、東北5県の自動車小売業最低賃金決定状況となります。宮城県は、黒い丸の折れ線であり、東北で一番高い金額となっています。

P8は、引き上額の各県の比較になります。

P9～11は、3つの特定最賃に係る業種の適用事業場数と労働者数の推移を示しものです。前回の本審の時に特定最賃に係る業種の適

用事業場数と労働者数の報告をしていましたが、それをグラフにしたものとなります。

ローマ字数字 の「賃金関係」に移ります。

P 1 2 は、鉄鋼業の「労働協約における賃金の最低額の推移」になります。

P 1 3 から P 1 8 は、鉄鋼業と電気の賃金構造基本統計調査に基づく特定最賃産業に係る所定内給与額の推移を載せています。賃金構造基本統計調査の最新版は令和 3 年となります。

なお、電気は宮城県を集計したデータになりますが、鉄鋼業は宮城県を集計したデータがないため全国を集計したデータとなります。

また、鉄鋼業は日本産業分類の E 2 2 の鉄鋼業となり、宮城の鉄鋼業最低賃金で除外されている「その他の鉄鋼業」も含んだものとなります。

P 1 3 は、鉄鋼業の所定内給与額の推移になります。過去 5 年分について、男子労働者と女子労働者に分けてグラフで示しています。

P 1 4 は、鉄鋼業の若年の 19 歳までを抜粋した所定内給与額の推移になります。年齢別になるとサンプル数が少なくなり、さらに若年者については特にサンプルが少なくなるため調査結果にばらつきが出ています。

次に P 1 5 から P 1 8 は、宮城の電気のデータになります。

宮城の電気の特定最賃の業種は、

電子部品・デバイス・電子回路製造業、

電気機械器具製造業、

情報通信機械製造業

の 3 つの業種で構成されており、この表はそれらの業種の調査結果から加重平均を算出したものとなります。

P 1 5 は、規模別の全年齢のデータ、P 1 6 は、宮城の若年 20 ~ 24 歳のデータになります。前述のとおり、年齢別になるとサンプル数が少なくなり、さらに若年者については特にサンプルが少なくなるため調査結果にばらつきが出ています。

P 1 7 と P 1 8 は、電気機械器具製造業の全国状況になります。

P 1 9、20 は、自動車小売業のデータとグラフになります。自動車小売業は、当該業種の賃金構造基本統計調査のデータがないため、職種のデータである自動車外交販売員(男女計)のデータを載せています。

P 20 は、宮城、福島、山形、と全国の自動車外交販売員(男女計)

の所定内給与額の推移のグラフになります。調査サンプル数が少ないためか、年によりばらつきがあります。

ローマ字数字 の「賃金実態調査結果」に移ります。

この調査はサンプル調査で事業所を一定の割合で抽出し、提出のあったデータを復元するというデータ処理をしています。

P21 をご覧ください。

調査対象業種は、調査対象産業表の左枠内の総計の次の大計 02 から分かれた中計の、中計 08 が「鉄鋼業」、中計 09 が「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、中計 10 が、「自動車小売業」になります。

調査時期は、6月1日現在、調査の事業所規模は鉄鋼と電気が99人以下、自動車小売業が29人以下となります。

それでは、最初に P22、23 の鉄鋼業を説明します。調査対象事業場が少ないため、調査対象である規模99人以下の全ての事業所(9事業所)に調査を依頼し、全数回答をいただき集計しています。

調査結果は、P22 のとおりです。99名以下の対象労働者数は185名、中位数ほか各数値は、表のとおりです。推移は、P23 のとおりです。

本年の調査でも未満率は0%です。また第1・20分位数、第1・10分位数の賃金額が特定最賃額と近接しておらず、特定最賃近傍の労働者の割合が少ないことがわかります。

また、時間当たり平均額、中位数、第一・四分位数、第一・十分位数、第一・二十分位数、いずれも昨年に比べその金額が上昇していることがわかります。

次のP24は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の賃金実態調査結果報告です。本年も、昨年同様、特定最賃の適用除外者の判断を入念に行いました。

調査対象労働者数をみると、3,684人と昨年の3,522人と比べわずかながら増えております。

調査結果ですが、本年は未満率が3.1%と昨年の1.9%に比べ少し高い値となっております。

P25は、賃金額の推移のグラフです。本年は、時間当たり平均額、中位数、第一・四分位数、第一・十分位数、第一・二十分位数、いずれも昨年に比べその金額が上昇していることがわかります。

第1・20分位数の賃金額が特定最賃額と同額の890円となっております。また、第1・10分位数の賃金額が893円と特定最賃額と近接しており、特定最低賃金額近傍の労働者の割合が多いことがわかります。

P26は、自動車小売業の賃金実態調査結果です。こちらも、昨年同様、特定最賃の適用除外者の判断を入念に行いました。対象労働者数は、6,815人となり、昨年の7,509人と比べ少し減少しております。

未満率を見ますと、3.2%で昨年の2.6%と比べ0.6ポイント増加しております。また、未満率3.2%は、電気の3.1%より高い数値となっております。特に女性やパート労働者の未満率が高くなっており、調査票を点検して特定最賃未満となっている事務員が目につく印象でした。

P27は、賃金額の推移のグラフです。第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数の賃金額が昨年より上昇しておりますが、上昇幅は低くなっております。また、中位数、時間当たり平均賃金額は、昨年の金額より減少しているのがわかります。

第1・20分位数の賃金額が930円となっております。昨年に比べ特定最賃の額に近い額となっていることがわかります。最低賃金近傍の労働者の割合が増えているのかなと思われます。

ローマ数字の「事業の動向関係」に移ります。

P30～31は、宮城県の製造品出荷額と付加(ふか)価値(かち)額等の推移です。本年度はデータの更新がなく、令和元年が最新のデータとなります。

P30に鉄鋼業、P31に電気等製造業を載せております。

P32～34は、宮城県の自動車新規登録台数の推移です。P32は軽自動車を除いたもの、P33は軽自動車のみ、P34はそれらの合計です。

32ページをご覧ください。

軽自動車を除く自動車の新車の登録台数は、新型コロナウイルスが発生した平成2年以降10%を超える減少が続いております。今も続く世界的な半導体不足、そして、中国のロックダウン等が影響していると思われます。

中古車の方も、新車ほどではありませんが、新車の登録台数の減少の影響を受け、令和3年以降5%を超える減少となっております。

33 ページをご覧ください。軽自動車のデータになります。

軽自動車のみの新規登録台数も、新車、中古車とも、「軽自動車を除く自動車の登録台数」より減少幅は少ないものの、同様の減少傾向となっております。こちらは今も続く世界的な半導体不足、そして、中国のロックダウン等が影響していると思われます。

ローマ数字 の「労働関係」に移ります。

宮城県の労働関係主要指標として、「鉱工業生産指数の推移」と「消費者物価指数の推移」、そして「求人倍率の推移」を載せています。

鉱工業生産指数の推移は、P35～37 となります。

鉱工業生産指数、及び業種別である「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス工業」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」の全国と宮城の鉱工業生産指数の推移を載せています。各月の指数は「季節調整済指数」となっております。参考にさせていただければと思います。

消費者物価指数の推移は、P37 の下のグラフとなります。全国と仙台市の消費者物価指数の推移です。平成 27 年を 100 として指数を表しております。今年に入ってから、物価の上昇の割合が高くなっている状況です。

P38 は、求人倍率の推移となります。上が有効求人倍率、下が新規求人倍率です。いずれも昨年、今年と、緩やかな上昇傾向となっております。しかしながら、コロナ前である令和元年度以前の水準までは、戻っていない状況となっております。

P39 は、宮城県内の有効求人数と新規求人数の対前年同期比です。有効求人数、新規求人数とも、昨年 4 月以降、対前年同月比プラス傾向で推移しているのがわかります。

P40 からは、宮城労働局がプレス発表している「一般職業紹介状況」の令和 4 年 6 月分です。

ローマ数字の に移ります。みやぎ経済月報 2022 年 7 月号 になります。宮城県統計課発行のものであります。審議の参考としていただければと存じます。

説明は以上となります。

会 長 　ただ今の説明に関しまして、質問等ございますか。

委 員 （質疑なし。）

会 長 それでは、それぞれの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議に入ります。

労使からそれぞれ御意見をいただきたいと思います。最初に労働者側から御意見をお願いします。

阿部（祥大）委員

それでは阿部のほうから発言させていただきます。先ほど事務局のほうから説明していただきましてありがとうございます。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金のように目安があるわけではございませんが、地域別最低賃金の上昇を踏まえますと、特定最低賃金の優位性の確保の観点からも、改定は必要である、と考えてございます。

本日、事務局で説明いただいた資料やあとは業界の御助言については、使用者の方々、労働者側の方々が、いろんな専門的な知識を有しているかと思しますので、この審議会の場では是非、特定最低賃金の審議を行っていただける形で、必要性ありでまとめていただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。労働者側からは以上でございます。

会 長 次に、使用者側の御意見をお願いします。

成田委員

はい、使用者側委員の成田でございます。使用者側委員の意見を述べさせていただきます。

今回、関係労働者から法に基づき 3 業種の特定最低賃金についての改正申し出がありました。事務局からただいま説明があったとおり、情勢変化があるわけですし、これまで労使がお互いに培ってきた歴史を踏まえれば議論を拒むものではなく、使用者側といたしましても、3 つの業種の特定最低賃金について、改正決定が必要性ありということで同意をしたいと思います。

以上です。

会 長 労使それぞれから、御意見を伺いました。

資料説明にもありましたとおり、昨年から現在に至るまで、特定最賃が適用される、それぞれの産業を取り巻く経済情勢、雇用情勢、賃金動向等が変化しています。

また、本年度も地域別最低賃金を改正していますので、「それぞれの特定最低賃金について改正決定することを必要と認める」との答申を、まとめてよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし。）

会 長 それでは、「鉄鋼業最低賃金」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「自動車小売業最低賃金」の改正の必要性について、全会一致で「改正決定することを必要と認める」旨の答申を行うこととしたいと思います。

答申文については、私に御一任いただくこととして、事務局に作業をお願いしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

会 長 ここで、答申文（案）の準備のため、5分程度休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備願います。

(休会 5分)

会 長 それでは再開します。

事務局で、宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての答申文（案）を各委員にお配りし読み上げてください。

事 務 局 （答申文（案）を各委員・傍聴人に配付する。）

指 導 官 読み上げます。

案

令和4年8月23日

宮 城 労 働 局 長
小 林 健 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊 谷 真 宏

宮城県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月28日付け宮労発基0728第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県鉄鋼業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

案

令和4年8月23日

宮城労働局長
小林 健 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月28日付け宮労発基0728第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

案

令和4年8月23日

宮城労働局長
小林 健 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

宮城県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月28日付け宮労発基0728第3号をも

って最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県自動車小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県自動車小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

会 長 　ただ今の内容でよろしいでしょうか。

委 員 　（異議なし）

会 長 　それでは、局長に答申いたします。

（会長から局長に答申文を手交）

会 長 　「必要性あり」の答申でしたので、次は、特定最低賃金改正の諮問をお受けすることとします。

労働局長 　それでは、諮問をいたします。

（局長から会長に諮問文を手交）

会 長 　事務局で、諮問文（写）を各委員にお配りし読み上げてください。

事 務 局 　（諮問文（写）を各委員・傍聴人に配付）

指 導 官 　読み上げます。

宮労発基 0823 第 4 号
令和 4 年 8 月 2 3 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮城労働局長
小林 健

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

宮城県鉄鋼業最低賃金

(平成20年宮城労働局最低賃金公示第4号)

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

(平成20年宮城労働局最低賃金公示第2号)

宮城県自動車小売業最低賃金

(平成20年宮城労働局最低賃金公示第3号)

以上です。

会長 　ただ今の諮問について、事務局から説明をお願いします。

基準部長 　「三つの業種の特定最低賃金につきまして、いずれも改正の必要性ありとの御答申をいただき、ただ今、改正の諮問をさせていただきました。

　　今後は、既に配付しております資料や今後配付予定の最低賃金実態調査結果等を参考にいただき、当該産業の経営環境の変化、雇用情勢や賃金水準等の動向を踏まえ、調査審議をお願いすることとなります。

　　なお、具体的な調査審議につきましては、それぞれ専門部会を設置して御審議いただくこととなります。

　　事務局といたしましても、審議が円滑に進みますよう鋭意努力をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。」

会長 　ただ今、三つの特定最低賃金の改正について、諮問を受けました。

　　調査審議は、これから設置されます各専門部会において行われることとなりますが、ここで、最低賃金審議会令第6条第5項の適用等について、お諮りしたいと思います。

　　事務局から、説明をお願いします。

賃金室長 　最低賃金審議会令第6条第5項では、

「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」

と規定されています。

宮城県最低賃金の改正審議においても、この規定の適用について、御承認をいただいたところです。

公労使全会一致で決議された場合に限ることになりますが、これから始まる、三つの特定最低賃金専門部会の改正審議につきましても、それぞれの専門部会において全会一致で決議された場合、この条文を適用させていただきたいと考えています。御審議を、よろしく願いいたします。

また、設置されました専門部会は、最低賃金審議会令第6条第7項により、専門部会の設置を決議する審議会において、あらかじめ、専門部会がその任務を終了したとき、具体的には、当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了したときは、当該専門部会を廃止する旨の決議を行うことができるとされておりますので、本日の審議会において、その旨の決議をお願いしたいと考えております。

会 長 　ただ今の説明のとおり、これから審議されます三つの特定最低賃金について、各専門部会で全会一致の議決がされた場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用するという取扱いでよろしいでしょうか。

委 員 　（異議なし）

会 長 　次に、専門部会については、最低賃金審議会令第6条第7項を適用し、あらかじめその任務が終了した際には廃止するということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 　（異議なし）

会 長 　それでは、三つの特定最低賃金について、本年度も専門部会において全会一致で決議された場合には、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることにします。

また、専門部会は、その任務が終了した際には、廃止するということにさせていただきたいと思います。

次に、議題（４）「その他」ですが、事務局からお願いします。

賃金室長 　二点、御説明申しあげます。
一点目について

8月5日に宮城県最低賃金の答申を受け、本日、答申に係る異議の申出について御審議をいただき、申出のあった異議は棄却すると
の答申を賜りました。

事務局としましては、今後、10月1日の発効に向け官報公示の手
続きを行います。

二点目について御説明申し上げます。

特定最賃の専門部会につきましては、本日、各専門部会委員の推
薦公示を行い、9月6日(火)までを推薦期限にさせていただきたい
と思います。約2週間という短期間ですが、よろしく願いたいしま
す。

また、最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使
用者の意見聴取についてですが、これにつきましても本日公示を行う
こととし、意見提出の締切りは、同じく9月6日(火)とさせていた
だきたいと思います。

特定最賃の発効日につきましては、例年12月15日の統一発効を
目標に審議を進めております。本年度につきましても、12月15日
の発効を目標に審議を進めたいと存じます。

12月15日に発効するためには、10月14日(金)までに答申を
いただく必要がございます。委員の皆様から特段の御意見がなければ、
三つの特定最賃とも9月下旬から10月14日(金)までの期間で審
議日程を確保したいと考えています。審議状況によりますが、14日
以降についても対応できるようにしてまいります。

このため、審議日程は専門部会の委員の任命が完了次第、日程調整
をさせていただきます。なお、例年は、各部会2～3回の審議で終了
しております。

本日の資料ですが、参考に、8月5日に当局が発表した最低賃金の
答申に係るプレス発表文を配布しておりますので御覧いただければ
と思います。

以上でございます。

会 長 　ただ今、事務局から二点の提案がございました。

　一点目は、宮城県最低賃金にかかる官報の公示文については、10
月1日に向け発効の手続きをとること。

　二点目は、各特定最賃専門部会委員の推薦期限及び関係労働者及
び関係使用者の意見提出の締め切りをいずれも9月6日(火)まで

とすることの提案がありました。よろしいでしょうか。

委員 (了承)

会長 それでは、宮城県最低賃金にかかる官報の公示文については 10 月 1 日の法定発効とすること、また、各特定最賃専門部会委員の推薦期限及び意見提出締切日はいずれも 9 月 6 日(火)とします。

事務局から提案のありました 12 月 15 日(木)の統一発効に向け、10 月 14 日(金)までに取り纏めることを前提にして審議を進めるということによろしいでしょうか。

委員 (了承)

会長 よろしいということですので、12 月 15 日(木)の発効を前提に 10 月 14 日(金)までに取り纏めの審議をお願いいたします。

特定最賃の委員任命手続きはこれからはじまり、審議日程は確定していませんが、特定最賃専門部会の委員予定者の日程をそれぞれの部会ごとに開催時間を調整して審議を実施することとします。委員に推薦される予定者の方は今後の日程調整に御協力をお願いします。

そのほか委員の皆様方から、何かございますか。

委員 (意見・質疑なし)

会長 それでは、本日の審議会はこれで終了します。
お疲れ様でした。

補佐 以上を持ちまして、第 3 回宮城地方最低賃金審議会の一切を終了いたしました。

傍聴者の皆様は、ご退席願います。

【傍聴者退席】